

守口市における空家等対策に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 大阪空き家相談センター（以下「乙」という。）は、守口市内における空家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ及びチラシ等による啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条に掲げる取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む）相談業務において、所有者等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実

施するように努めるものとする。

- 3 乙は、その構成員へ第3条に掲げる取組事項に必要な空家等の対策に関する情報の周知等を行うよう努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に規定する事項に取り組むにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から2026年3月31日までとし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 7月 8日

甲 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市

守口市長 瀬野 憲一

乙 大阪市西区南堀江四丁目24番18号103

特定非営利活動法人 大阪空き家相談センター

理事長 吉村 猛